

大阪府動物愛護管理推進計画〔仮称〕(素案)に対する意見等とそれに対する府の考え方について

動物愛護管理推進計画の要旨

| 番号 | 項目 | 意見等 | 数 | 府の考え方 |
|----|----|--|---|--|
| 1 | 1 | P1 趣旨目的 本文7行目から10行目を下記に修正との意見 一方、動物を飼うにあたっては、責任と愛情を持って終生飼育するとともに、飼養する動物の生態を理解し社会のルールに配慮するなど、飼養者としての責任を持つことが求められている。 また近年、自分の飼養する動物以外がこの世に存在することが許せない人もいて、病気の発生する可能性が完全にゼロではない、また自分の権利が侵害されたなどと苦情や問題が多発している。 動物の愛護及び管理に関する法律(基本指針)「人においてその命が大切のように、動物の命についてもその尊厳を守るといふことにある。・・・中略・・・動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取り扱いに反映することが欠かせないものである。・・・中略・・・人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。」に則り、譲り合い認め合うことが求められる。 | 1 | ご指摘の趣旨は、すでに「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)(以下、「基本指針」という。)の動物の愛護及び管理の基本的な考え方(動物の愛護)として盛り込まれているものであるため、大阪府動物愛護管理推進計画〔仮称〕で再記する必要はないものと考えています。 |
| 2 | 1 | 動物愛護管理推進計画の要旨の趣旨と目的について 始めに大阪府が推進計画の策定をする趣旨・目的で表明している内容について申し上げます。基本指針に表明があるとは言え、策定理由として社会背景・価値観等の変化をあげ、動物飼養や動物に接する事は生命尊重・情操を育むとして、人の心身への有効性・有意性を述べていますが、これらを事実として認定するに足る客観的根拠はあるのでしょうか。つまり、動物飼養者と非飼養者間に動物をファクターとして歴然とした明確な差異、例えとして、非飼養者は生命尊重や情操の面で劣るなどといった事実でもあるのでしょうか。 収容動物に生存の機会を与える事で殺処分率の減少をめざすとして譲渡頭数の増大を愛護事業と位置づけています。人は、繰り返し見聞した事を事実や正しい事として無批判に受け入れる傾向があるのではないのでしょうか。この意味において表明した言葉を鵜呑みにし、短絡的に飼養に走る府民もゼロだとは、断言できません。情報提供を行う場合、リスクを考えた慎重な対応を求めます。また、動物行政を長年担ってきた当事者として経験的にペットによる諸問題の発生は、飼い主及び占有者すなわち動物愛好者側が引き起こしているのであり、生活環境上の被害を受けているのは、多数派である非飼養者である事も認識済みでしょう。まして、動物による人の心身への有効性・有意性として生命尊重や法で謳う友愛・思いやりといった情操の面でも動物飼養がその表明どおりの結果に結びつかない事は、周知の事実でしょう。しかるに、行政として動物飼養の明暗を面的に捉えるのではなく、地球規模で起こっている気候変動による食糧や水の確保、限りある資源の枯渇などもペット利用と無縁ではない事、また、ペット利用の増大による猫の砂やペットシーツ等のゴミ処理問題、等々、動物の愛護と管理のみを基軸とした現代の施策は、時代を反映していないように感じます。 | 1 | 本項目の記述は「動物の飼養志向が高まってきた」背景と問題点を示しているものであります。 ご指摘の意見について、本計画素案は全般的に基本指針の動物の愛護及び管理の基本的考え方の(合意形成)でも記述されている、「国民(府民)が動物に対して抱く意識及び感情は千差万別である。」との基本的な考え方に基いて構成しているものと考えております。 |

府内における動物愛護管理の現状等

| 番号 | 項目 | 意見等 | 数 | 府の考え方 |
|----|-------|--|---|---|
| 3 | 1-(2) | P5の 犬及びねこの致死処分数について ねこを飼い猫と所有者不明の猫に分け、さらに成猫と子猫に分けて数字を記載してください。 | 6 | P5の致死処分数については、その推移の概要(全体像)を示しているものであり、犬ねこの総数を記載することが妥当と考えております。なお、P10では「所有者あり」と「所有者不明」の平成18年度実績を示し、それぞれの目標値を定めているものです。 |
| 4 | 1-(2) | P3「所有者のいないねこに対する安易な餌やり」の記述を「避妊去勢手術をしない、残った餌の後始末をしない、糞の後始末をしない」という具体的な記述の方がよい。 | 1 | ご指摘の箇所は、犬に比較してねこの引取数の減少率が低い理由を示しているものであり、「・・・安易な餌やりや、・・・繁殖制限をせず、・・・」との記述のとおり、修正の必要はないものと考えています。 |
| 5 | 1-(2) | P4 収容した犬及びねこの返還、譲渡 のねこの場合の譲渡数があまりにも低すぎる。行政はこのことを反省し、新たなペットショップの増数を抑え、ねこ及び犬の譲渡にもっと力を入れるべき。例えば広報で知らせるとか。 | 1 | ご指摘のとおり、犬ねこの返還譲渡率の向上に、施策を通して取り組んでいきたいと考えています。 |
| 6 | 2-(1) | P8(1)「・・・今後、動物の飼い主は、命ある動物に対する正しい理解と社会的責任を自覚し・・・」とあるが、具体的にどのように理解自覚していったらいいのか詳細を書いてほしい。 | 1 | 本項目は、「問題と背景」に関するものであり、本計画素案の表現が妥当と考えております。 なお、P14の「飼い主の意識向上」、P17の「動物取扱業の資質向上」に記述のとおり、底動物の習性や適正な飼育方法を理解し、それを履行し、地域社会との共通理解の構築が必要と考えております。 |

施策の推進の方向

| 番号 | 項目 | 意見等 | 数 | 府の考え方 |
|----|-------|---|---|---|
| 7 | 1-(1) | 「府及び市町村等の行政機関のみならず、獣医師会、動物愛護団体、業界団体等が連携・協働して取り組むべきであり」の中に、「一般市民ボランティア」を入れるべき。 | 1 | ご指摘の趣旨を踏まえ、『府民及び・・・』として追加修正いたします。 |
| 8 | 1-(1) | 「地域の実情を踏まえた活動の要となる動物愛護推進員等の人材を育成することも重要である」に関しては、一般府民の中には既に育成が始まっている。」そういった人材を取り上げる場を作ることによって素早い対応ができるのではないかと。愛玩動物飼養管理士会と協力し、既にスキルを持った人を活躍させることで多くの動物愛護推進員も確保できる。 | 1 | P12(2)関係機関等との連携・協働の本文中にも「・・・などの動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、・・・」と記述しているとおり、関係機関等との協力関係は必要と考えています。 ご指摘の趣旨を踏まえ追加修正いたします。 (文中、動物愛護推進員等の「人材を育成する」ことも重要である。を『人材の育成・活用を図る』ことも重要である。として追加修正) |

| | | | | |
|----|-----------|--|----|---|
| 9 | 1- (2) | <p>(2)動物の愛護及び管理に対する府民の意識高揚と適正飼養の推進</p> <p>「動物の愛護と適正な飼養管理は、・・・(中略)・・・府民全体が動物の飼養に対する意識を高めていくため、府民及び関係者間相互の共通意識を形成し、・・・(中略)・・・取り組むことが必要である。」と述べられていることについて、</p> <p>府民全体が動物の飼養に対する意識を高め共通理解を形成することが重要という内容になっているが、基本指針に「国民の1/3が動物を飼養しており(平成15年現在)・・・」と書かれていることから理解できるように、国民の2/3は動物を飼養していないのであり、また、私たちの社会において「ペットを飼うべきだ」とか「ペットを飼った方がよい」という社会通念上の合意等もない。</p> <p>犬や猫等の飼育は個人の嗜好の範疇に属することであり、ペット愛好家から迷惑を受けている人々の中にはペット飼育に反対の人もある。また、動物愛護や適正飼養云々の観点以外に、動物を飼育することで生じる環境への負荷を考えることも重要課題だと考える。例えば、猫や犬の室内飼いで出るトイレの砂やシートなどゴミだけでもその量は膨大でしょう。それに加えて、フードや関連グッズの包装や容器、医療関係等のゴミが排出されるわけですから、ペット飼育肯定を前提にして、動物愛護管理を論じるのは片落ちではないかと考える。</p> <p>今、現在の日本における犬や猫の数は過剰状態と言うに相応しい状況にある。動物を飼育することで出るゴミの総量の問題、殺処分した動物を焼却するために必要な燃料の問題、食料の自給自足が出来ていない我が国の現状から将来的にペットの食料が確保できるのか等についても考え合わせながら、私たちが生きるために必ずしも必要不可欠ではないペットについては、ペット飼養者のみ取り立てるのではなく、「飼わない選択もある」ということも重要視し府民への啓発事項に加えるべきではないか。</p> <p>また、人々が犬や猫等のペットを飼いその繁殖に介入する以上、ペット飼育も動物利用の一形態と言え、いくら適正飼養を推進しても中途での飼育放棄、遺棄、虐待などが生じるのは必至だと考えられる。飼い主に求められる終生飼養についても、病気や怪我、失業、離婚、引越し等不可抗力の事態が必ず想定されるわけですから、ペットの寿命が来るまで飼うのが飼養者の責任であることを求めても達成されない場合が必ず生じる。動物の命と尊厳を守りたいのであれば、その利用をできるだけ無くしていくのが唯一の道であるはずですし、それはペットにとっても人にとっても利益のある方法でしょう。</p> <p>「府民全体が動物の飼養に対する意識を高めていくために・・・」と言う際には、ペット飼養者は多数派ではないこと、今現在、生じているペットによる被害や迷惑はペット飼養者の側からもたらされていること、ペット飼養が環境に与える負荷等の面をも踏まえ、「飼わない選択もある」ということも、府民が持つべきとする「動物の飼養に対する意識」に含まれるような方向性も持っていたきたいと考える。ペットを飼うことの意味を今一度府民に問い直す必要もあるのではないかと考える。</p> | 1 | <p>基本指針の動物の愛護及び管理の基本的考え方の(合意形成)でも記述されているとおり、国民(府民)が動物に対して抱く意識及び感情は千差万別であると考えております。</p> <p>本項目で示す施策の推進の方向としては、動物飼養志向の高まり、あるいは動物の飼養がもたらす問題の発生等、動物を飼っている者だけでなく府民全体が動物の愛護及び管理に対する意識を高めていくことが必要と考えています。</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、-1-(2)の本文中、「・・・(略)・・・、府民全体が動物の『飼養』に対する意識を高めていくため、・・・(略)・・・。」との記述を、「・・・(略)・・・、府民全体が動物の『愛護及び管理』に対する意識を高めていくため、・・・(略)・・・。」として修正いたします。</p> |
| 10 | 2- (1) | 所有者不明ねこの目標を「概ね半減」(「半減以下」とし、目標数値を「4700匹」とすべき | 23 | まずは「概ね3割減、6700匹」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。 |
| 11 | 2- (1) | 所有者不明のねこの引取り数の目標を8割減に変えてください。さらに致死処分数の減少の目標値も記載してください。犬は100%減、猫は80%減。(3)として「目標達成のために市町村ごとに目標値を設定」を追加してください。 | 8 | まずは「概ね3割減、6700匹」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。致死処分数を減少させるためには、まずは引取り数を減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが必要であると考えています。 |
| 12 | 2- (1) | 所有者不明のねこの引取り数の目標を8割減に変えてください。さらに致死処分数の減少の目標値も設定してください。極めて重要だと思います。犬100%減、猫100%減すなわち殺処分0を目標としてください。(不治の病などで苦痛を伴っている個体は除く) | 1 | なお、本計画は大阪府全体での計画であり、市町村ごとの目標設定は必要のないものと考えています。 |
| 13 | 2- (1) | 所有者のいない猫の引き取り数を「3割減」としているが、もっと高い目標数値を設定してほしい。 | 6 | 本計画は大阪府全体での計画であり、市町村ごとの目標設定は必要のないものと考えています。 |
| 14 | 2- (1) | 「目標達成のために市町村ごとに目標値を設定」を追加してください。 | 2 | 本計画は大阪府全体での計画であり、市町村ごとの目標設定は必要のないものと考えています。 |
| 15 | 2- (1) | 犬及び猫の引取り数の減少について、「目標値」はそのまま「やる気度」に反映されますので、目標はあくまで高く掲げてください。過去10年間で犬の致死処分数は約78%減ですので、この計画の施行により10年後には100%減になることが予測できます。 | 1 | まずは「犬について概ね半減、ねこについては所有者ありが概ね半減、所有者不明が概ね3割減」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。致死処分数を減少させるためには、まずは引取り数を減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが必要であると考えています。 |
| 16 | 2- (1) | 次の1、2、3、を目標指針とすること。 1、5年後までに犬猫の引取り数の半減 2、10年後までに致死処分け口達成 3、上記の目標達成のため市町村ごとの目標値設定 | 8 | 本計画は、10年計画として捉えております。致死処分数を減少させるためには、まずは引取り数を減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが必要であると考えています。なお、本計画は大阪府全体での計画であり、市町村ごとの目標設定は必要のないものと考えています。 |
| 17 | 2- (1) | 10年間で処分(引取り)数半減するための計画であるにもかかわらず、3割減が目標というのに愕然とする。所有者不明の猫の処分数はゼロでなくてはならない。飼い主不明の猫の去勢・避妊をして数を減らしていく活動を進めてください。 | 1 | まずは「概ね3割減、6700匹」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。また、後段でご指摘の趣旨は本計画素案に盛り込まれている「P16所有者のいないねこ対策」で検討していきたいと考えています。 |
| 18 | 2- (1) | 引取り数の数値目標について 所有者のいる動物の引取りについては、目標を3分の1以下にすべきと思う。 | 1 | まずは「概ね半減」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。 |

| | | | | |
|----|-------------|---|----|--|
| 19 | 2- (1) | 殺処分数減の目標値がありませんが？ 「犬&猫の引取り件数を半減させる」とあるが、殺処分の目標値が提示されていない。これは目標とはいえ、それこそ机上だけの目標であってはならない事だと思う。他の都道府県では殺処分減少に対しての目標値を挙げている。目標を掲げることによって励みにもなるのではないか？大阪府は猫の殺処分数が年々増えていますね、これは何も対策を講じていないという事ではないでしょうか？ | 6 | 致死処分数を減少させるためには、まずは引取り数の減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが必要であると考えています。 |
| 20 | 2- (1) | 犬の引取り数は「ゼロ」へ、猫の引取り数のうち所有者ありは「ゼロ」へ、所有者不明に関しては「5割減」の目標設定を求む。 | 1 | まずは「犬ねこ概ね半減、ただし所有者不明ねこは概ね3割減」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。 |
| 21 | 2- (1,2) | 10年後の目標としては、「引取り数」犬ねこ共に0を目標に、また、「返還・譲渡率」に関しては100%とする。 | 1 | まずは「犬について概ね半減、ねこについては所有者ありが概ね半減、所有者不明が概ね3割減」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。 致死処分数を減少させるためには、まずは引取り数を減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが必要であると考えています。 |
| 22 | 2- (2) | 犬の返還・譲渡率を「70%」、ねこの返還・譲渡率を「5%(20%)」にすべき | 24 | まずは「犬50%、ねこ2%」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。 |
| 23 | 2- (2) | 愛護センターに引き取られた動物の殺処分は獣医師の判断で回復の見込みがなく、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は100%譲渡返還を目標とし、殺処分数も、上記に述べた以外の動物の殺処分数は0を目標とする。 | 84 | まずは「犬50%、ねこ2%」として、今後、遺失物法改正施行の経緯を見ながら、見直し等を検討していきたいと考えています。なお、致死処分数を減少させるためには、引取り数の減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが必要であると考えています。 |
| 24 | 2- (2) | 殺処分ゼロを目標に | 2 | 致死処分数を減少させるためには、まずは引取り数の減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが必要であると考えています。 |
| 25 | 2- (2) | P10の記述を次に書き換える 「引取りあるいは捕獲された犬及び猫について、返還・譲渡の推進を図ることで将来的には致死処分率をゼロにすることを目標とする。このため・・・」 | 1 | まずは返還・譲渡率の向上を図り、致死処分率を減少させていくことが必要と考えています。 |
| 26 | 3- (1) | 取組むべき施策の「動物の愛護や適正な飼育に関する普及啓発を行う基幹的な拠点となりうる施設等のあり方を検討する。」の施策に [高槻動物保護センターの活用]を追加 ・高槻にある動物保護センターをもっと活用すべき。その施設を整備し一般に広く見せられるような環境にし、適切に飼育できている様子を府民に週末を使って公開し、そこで獣医などが府民に適切な飼育などの講義をし、啓発していくべき。 | 2 | 高槻動物保護センターは暫定施設であり、これに変わる動物の愛護及び管理を実践していくための拠点となりうる施設のあり方を検討することとしています。 |
| 27 | 3- (1) | P11 取組むべき施策 拠点施設の早期設置について 大阪府では従前から動物愛護センター建設の計画はあるが、遅々として進まない。「犬管理指導所」は建物が老朽化し、立替のため立ち退きを迫られている。また、処分専用施設であり、動物愛護の普及啓発を行うことが困難な状態です。大規模センターを1カ所に建設するより、低コストでできる地域密着型の施設の設置を計画することが妥当と考える。 (1)地域密着型の拠点施設の設置 保健所や分室あるいは中核市等の施設を愛護の拠点施設として充実させることの検討。保健所や分室であれば地域のボランティアがせわやしつげに通ったり、譲渡活動に取り組むことは容易であり、地域社会への情報提供や普及啓発の役割を担うことも期待できる。 (2)大阪府の動物行政の一元化 府ではH17から動物行政の一元化を図り、環境農林水産部に動物愛護畜産課が設けられた。しかし、犬の捕獲や保管に関してのみは狂犬病予防法の所管として健康福祉部におかれたままとなっている 府民の側からすると家庭動物の中心は犬ねこであり、犬とねこの業務が分かれているのはたいへん不都合であり、普及啓発にも支障をきたす。犬についてもその他動物と同様に動物愛護畜産課の所轄とするべき。 | 1 | ・拠点施設に関しましては、動物の愛護及び管理を実践していくための拠点となりうる施設のあり方を検討する旨の内容を、本計画素案に盛り込んでいるものと考えています。 ・ご指摘の動物行政の一元化に関しましては、行政機関の組織に関することですので、本計画案に盛り込むべきものではないと考えています。 |
| 28 | 3- (1) | P11 取組むべき施策 拠点施設の早期設置について 大阪府においてかなり以前から動物愛護センター建設の計画があると聞いている。その計画実現化に向けて現在さまざまな作業が進んでいると思うが、処分施設は兵庫県のよう山奥に設けるのではなく、是非とも都市部に設けてください。なぜなら、山奥となると移送の際に動物に過度のストレスがかかるし、今後収容動物の世話や躰のために必要であることが予想されるボランティアが密に通うことが困難となる。本来あるべき愛護啓発を行うためには、光の部分と闇の部分とを分離するのではなく、その施設と処分施設が併設されている方が理想であると思う。 | 2 | 動物の愛護及び管理の拠点施設のあり方を検討する旨の内容を、本計画素案に盛り込んでいるとおり、今後、動物の愛護及び管理を実践していくための拠点施設のあり方を検討の際にご意見を参考とさせていただきたいと考えています。 |
| 29 | 3- (1) | 現動物愛護センターの改築 今の古い施設では健康な迷子の動物であっても病気になってしまう。そして返還率を上げるのであればそのための収容機能が当然必要である。 協議会等再編時における幅広い人選 現在はなにか問題があった際の議論の場には同じ人が度々選択されている。それでは違った視点、新たな提示が反映されず活性化にならない。 安易な人選は避けるべきであり、それは推進員に対しても言えることで、ショップ店員が確かな知識が有しているかどうか不明である。 | 1 | ・動物の愛護及び管理を実践していくための拠点となりうる施設のあり方を検討する旨の内容を、本計画素案に盛り込んでいるものと考えています。 ・協議会につきましては、幅広い意見が求められるよう再編等の検討を行っていきたいと考えています。推進員の委嘱の推進に関しましては、その適性等を見極めながら、委嘱の是非を検討していきたいと考えています。 |

| | | | | |
|----|-------|--|---|--|
| 30 | 3-(1) | 大阪府の動物行政の一元化 府では H17 から動物行政の一元化を図り、環境農林水産部に動物愛護畜産課が設けられた。しかし、犬の捕獲や保管に関してのみは狂犬病予防法の所管として健康福祉部におかれたままとなっている。府民の側からすると家庭動物の中心は犬ねこであり、犬とねこの業務が分かれているのはたいへん不都合であり、普及啓発にも支障をきたす。犬についてもその他動物と同様に動物愛護畜産課の所轄とするべき。 | 2 | 行政機関の組織に関することですので、本計画案に盛り込むべきものではないと考えています。関係部署が連携を図りながら、事案に取り組んでいきたいと考えています。 |
| 31 | 3-(1) | 動物愛護担当部署を一本化し、本計画に明記することが必要と考える | 1 | |
| 32 | 3-(1) | ペットショップ等の動物取扱業者に動物愛護推進員を委嘱することについて 動物愛護推進員は、声のない弱い立場の動物の代弁者となる動物版民生委員のような役割をもつ人々です。動物の取扱によって利益を得ている業者は、現実として動物愛護の推進に相反することが多いため、あえて取扱業者に推進員を委嘱する必要はないと考える。 | 3 | 飼い主への適正な飼養等の説明は動物取扱業者の責務ですが、そのことを通して広く普及啓発を図ることが、動物取扱業者の資質向上につながる一因にもなることと考えています。なお、委嘱の実施に関しましては、改めてその是非について十分議論するものと考えています。 |
| 33 | 3-(1) | 動物愛護推進員の権限強化、または動物愛護管理監視員制度の新設について 動物愛護推進員の権限を強化するか、違法駐車における駐車監視員制度の動物版ともいえる執行力を持つ監視員制度の新設を望む。 | 2 | 動物愛護管理法の改正が必要となり、現法制下での国の基本指針を踏まえた本計画に盛り込むものではないと考えています。 |
| 34 | 3-(1) | 地域に根ざした活動を盛り上げる為に動物愛護推進員を増やす | 1 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(P11 取組むべき施策【動物愛護推進員への市町村推薦者の委嘱推進】) |
| 35 | 3-(1) | 動物愛護推進員との適正飼養啓発の一つとしてドックランの設置化 公園など公共の場で問題となっているノーリード(放し飼い)や糞の放置が条例違反であることを動物愛護推進員とともに連携して周知徹底し、模範的な飼い主の指導が行える場所として利用できるドックランが必要です。自治体のルールやマナー、犬の適正飼養などに関する飼い主同士の交流の場が必須です。 | 1 | 公共施設等の管理者の判断に基づくものであるため、本計画案に記述するものではないと考えています。なお、動物の適正飼養に関しては関係機関連携して取り組んでいきたいと考えています。 |
| 36 | 3-(1) | ・愛護センターの役割を、致死処分前の収容センターではなく名前のとりの愛護センターに、 ・ネットワーク構築の中に警察を加えてもらいたい。 | 1 | 動物の愛護及び管理を実践していくための拠点となりうる施設のあり方を検討する旨の内容を、本計画素案に盛り込んでいます。また、「行政機関」に警察も含まれており、警察とは事案に応じて必要な連携を図っていきたいと考えています。 |
| 37 | 3-(1) | 各行政機関において専門の知識や愛護の精神を持つ専任の「動物愛護グループ」が存在せず、相談等の対応に不満を持つ。まず各市町村に専任の窓口を作り、本計画に行政機関の専任窓口を明記のこと。 | 1 | 行政機関の組織に関することですので、本計画案に記述するものではないと考えています。 |
| 38 | 3-(2) | 取組むべき施策 に [致死処分数を減少させるため、獣医師の判断を仰ぐ] を追加 ・愛護センターに引き取られた動物の殺処分は獣医師の判断で回復の見込みがなく、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は100%譲渡返還を目標とし、殺処分数も、上記に述べた以外の動物の殺処分数は0を目標とする。 | 1 | 致死処分数を減少させるためには、まずは引取り数を減少させることと併せて返還・譲渡率の向上を図ることが大事であり、ご指摘の追加修正は必要のないものと考えています。なお、負傷した動物を収容した場合は、その処置について獣医師が判断しております。 |
| 39 | 3-(2) | 【提案】 地域ボランティアさんとの連携 神戸市では子犬に関しては殺処分に関しては殆ど0です。地域ボランティアさんと連携して愛護センターを開放し里親探しを推奨しています。それによって愛護センターに持込みされた犬は殆ど里親が見つかり殺処分の数を激変させている。 大阪府のように愛護センターで預かり公示されるのはたったの2日ですね。それで里親を捜す努力をすとか殺処分を減らすなど真剣にかんがえているとは思えない。神戸市の方法を見習ってほしい。 | 6 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(致死処分数を減少させるため、返還・譲渡等の業務改善を図りたいと考えています。その際、ボランティアさんとの連携も必要と考えております。P14~15本文「市町村及び愛護団体等関係団体と連携・協働して譲渡機会の拡大を図ることも重要である。」) |
| 40 | 3-(2) | 警察機関との連携について 迷い動物の中に遺棄動物が含まれているのは明らかであり、迷い動物もまた処分の対象となり得ることを考えれば、処分動物の削減を謳う本計画の推進には警察との連携が欠かせない。遺棄を訴えた際の警察の対応は警察官個人によって異なることが多々ある。警察官の意識を高め、動物愛護管理法第44条を絵に描いた餅にしないためにも、関係者ネットワークの中には、是非、警察の生活安全課を加えること。 | 2 | これまでも警察とは緊密に情報交換等を行っていますが、今後とも、事案に応じて必要な連携を図っていきたいと考えています。 |
| 41 | 3-(3) | フェスティバルで譲渡率を高める施策を 1 フェスティバル開催の広報の充実、徹底 2 他府県住人の参加を促進する近隣周辺との協力体制 3 野良猫の譲渡斡旋の強化 | 1 | ご意見の趣旨を踏まえて動物の愛護及び管理の推進あるいは普及啓発の場として、動物愛護フェスティバルの活用を図りたいと考えています。 |
| 42 | 3-(3) | 各市町村、各府県において、毎年1、2回、動物愛護の集いなどを実施する。 | 3 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(P13 取組むべき施策【動物愛護フェスティバル等動物愛護週間事業の充実】) |
| 43 | 3-(3) | <次世代への動物愛護管理の考え方の普及> 学校での授業などを通じて子どもたちに動物愛護管理の考え方についての普及啓発を推進するため、教育局との協力体制を整備する。 よくウサギなどを飼っている学校もあるが、メスオスを一緒に入れたりして増やしてしまう悲しいケースもあつたり教員がウサギの生態などについての知識が皆無だったりする。また、夏休み、夜間など誰も見ていないので変質者に殺されトラウマになるような事件もある。やはり、きちんとした管理が出来ないならやらない方がましではないのか。子どもの心は純粋に吸収するので命なんてこんなものかと子どもの潜在意識に組み込まれてしまう危険性も多いにある。こういった活動は慎重に行うべき。学校で動物を放置する状態で飼うのをやめるべき。 | 1 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(P13 取組むべき施策の「府、市町村及び教育委員会と連携して、学校、地域、家庭等における教育活動や広報活動を実施する。」) |
| 44 | 3-(3) | ・義務学校教育での推進 子どもたちに、動物の命の大切さを考えさせて、触れ合いさせて、動物虐待が何であるかを教えることを推進してもらいたい。 | 1 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(P13 取組むべき施策の「府、市町村及び教育委員会と連携して、学校、地域、家庭等における教育活動や広報活動を実施する。」) |

| | | | | |
|----|-------|--|---|--|
| 45 | 3-(3) | <p>動物愛護管理推進拠点機能検討に対して 他県では市民参加型の施設へと努力している。参考とすべき施設はたくさん在る。</p> <p>動物愛護フェスティバル等の充実に対して 市町村が開催する場へ参加する形で誰の目にも触れる状態を作り出すべき</p> <p>広報活動に対して どういった物に目を通していいのかも検討すべき</p> <p>学校飼育動物に関しては、教育者が動物に不慣れである以上成果は少ない。センターへの見学、手伝いといったことで動物も食事や排泄物の処理が必要といった現実を見せるべき。</p> | 1 | <p>・拠点機能に関しましては、動物の愛護及び管理を実践していくための拠点となりうる施設のあり方を検討してまいります。</p> <p>・動物愛護フェスティバル、広報活動、学校飼育動物に関しましては、施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p> |
| 46 | 3-(3) | <p>広く府民の理解も必要だが、まずは飼い主本人の適正飼養と終生飼養の啓発である。</p> | 1 | <p>ご指摘のとおり飼い主の適正飼養は重要ですので、本計画素案においても、P14 取組むべき施策で「動物の適正な飼養を推進し、飼い主の意識の向上を通じて、その責任の徹底を図る。」として盛り込まれているものと考えています。</p> |
| 47 | 3-(3) | <p>府政、市政だよりに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻繁に動物愛護に関する記事を掲載する（せめて年6回） ・目立たない内容ではなくイラスト等を入れて紙面の多くを割り当てる | 1 | <p>本計画素案の P13 取組むべき施策に記述しておりますように、「効果的な広報活動を実施」していくことを考えております。</p> |